

高等学校

高等学校等進学者への支援

母子父子福祉資金の貸付

母子父子福祉資金の貸付(28ページ参照)

女性福祉資金の貸付

女性福祉資金の貸付(28ページ参照)

子どもの学習支援事業

子どもの学習支援事業(26ページ参照)

受験生チャレンジ支援貸付事業

中学3年生、高校3年生のお子さんの学習塾、各種受験対策講座等の受講費用および高校・大学受験等の受験料について、必要な資金を貸し付けます。

●対象者(下記のすべての要件を満たす方)

- ①世帯の生計中心者で18歳以上であること
- ②世帯収入の総収入又は合計所得を合算した金額が一定基準以下であること
(最新の課税証明書で確認)
- ③預貯金等の資産の保有額が一定基準以下(世帯)であること
- ④土地・建物を所有していないこと(現在お住まいの場所の土地、建物は除く)
- ⑤都内に引き続き1年以上在住していること
- ⑥生活保護受給世帯の世帯主または構成員ではないこと
- ⑦暴力団関係者でないこと

●内容

①学習塾等受講料貸付金

・学習塾等の受講費用を貸し付けます。中学3年生、高校3年生ともに上限20万円です。
(申込日の年度始め(4月1日)に20歳未満のお子さんも対象です)

②高校・大学受験料貸付金

・高校受験料について27,400円を上限として貸し付けます。
・大学受験料について80,000円を上限として貸し付けます。
中学3年生、高校3年生のほか、申込日の年度始め(4月1日)に20歳未満のお子さんも対象です。

[償還免除]

高校・大学等に入学した場合、返済が免除(償還免除)されます(別途申請が必要です)。

※令和5年度分の借入申込期限は令和6年1月末日です

※申請には、初回相談が必要です(要予約)

※内容・要件は、令和4年4月1日現在のものです

問合せ 福祉総務課福祉総務担当3 ☎338-6889